



主な内容

- かわちドリームフェスティバル2022開催 ... P 2
- 認定こども園入園児募集 P 3
- 河内町燃油価格等
- 高騰緊急対策支援事業のご案内 P 10
- 移住・定住の支援事業をご紹介します P 11

【写真】
かわち学園「体育祭」より



● 定例相談 ●

心配ごと相談

日時 11月1日(火) 午前10時~正午
場所 つつみ会館
※弁護士相談(要予約)
日時 11月15日(火) 午前10時~正午
場所 第2地区共同利用施設(福祉センター隣)
問合せ先 河内町社会福祉協議会
☎84-2830

教育相談

日時 月・火・木曜日 午前9時~正午
場所 教育委員会事務局
問合せ先 ☎84-3322 ☎84-4730

成田空港に関する相談

日時 火~金・日曜日 午前9時~午後5時
【休み:月曜日(月が祝日の場合はその翌日)土曜日、年末年始】
場所 河内町産業観光交流拠点施設
”かわち夢楽”1階
問合せ先 ☎0297-79-5815
0120-84-5013(フリーダイヤル)

交通事故相談

日時 月・水・木・金曜日
午前9時~正午 午後1時~4時45分
弁護士相談 第3水曜日
午後1時~4時(要予約)
場所 土浦合同庁舎 本庁舎3F
問合せ先 県南地方交通事故相談所
☎029-823-1123

● 交通事故発生状況 ●

町内の交通事故 8月発生状況

(累計)
発生件数(人身事故) 1件(5)
死者数 0人(0)
負傷者数 1人(7)
竜ヶ崎警察署調べ

● 戸籍の窓 ●

8月届出分
おめでた 3人 転入 29人
おくやみ 16人 転出 19人

● 人口・世帯 ●

令和4年9月1日現在
人口 8,263人 (-3)
男 4,086人 (-2)
女 4,177人 (-1)
世帯数 3,437世帯(+22)

● TELガイド ●

役場	☎84-2111	教育委員会事務局	☎84-3322
	☎84-4357	中央公民館	☎84-2843
水道事務所	☎84-2361	福祉センター	☎84-3699
つつみ会館	☎86-2090	保健センター	☎84-4486
地域包括支援センター	☎60-4071	防災かわち (音声案内)	☎84-2212
社会福祉協議会	☎84-2830	シルバー人材センター	☎84-5455

● 休日診療当番医(11月) ●

11月	稲敷地区	龍ヶ崎地区	
3日	坂本耳鼻咽喉科 医院 ☎029-892-2627	兼子内科循環器科 ☎64-3105	竜ヶ崎医院 ☎62-0550
6日	角崎クリニック ☎029-787-6030	秋本脳神経外科 ☎64-3311	池田病院 ☎64-1152
13日	江戸崎眼科 ☎029-892-0262	村井医院 ☎62-3380	菊地整形外科 ☎64-6111
20日	宮本病院 ☎029-979-2114	斎藤クリニック ☎64-3527	野上小児科医院 ☎65-3375
23日	いなしき クリニック ☎029-892-3372	うちだ医院 ☎64-8821	鴻巣クリニック ☎61-0151
27日	鈴木クリニック ☎029-892-3640	みやおか外科整形 外科クリニック ☎62-3761	さくらクリニック ☎65-1211

※休日当番医は変更することがあります。診療を受ける際は、必ず電話でご確認ください。
県救急医療情報システム: 24時間お医者さんを探すことができます。
 おとな救急電話相談 #7119
 こども救急電話相談 #8000 または 03-6667-3377
 救急医療情報システム
 ホームページ: <http://www.qq.pref.ibaraki.jp/>
 携帯サイト: <http://qq.pref.ibaraki.jp/kt/>

● ごみ収集日(11月) ●

資源回収日	燃えないごみ収集日
A地区 8・22 C地区 1・15・29	A地区 12 C地区 26
B地区 10・24 D地区 3・17	B地区 12 D地区 26
燃えるごみ収集日	粗大ごみの予約収集日
全地区 毎週月・水・金曜日	11月中の予約→12月3日



認定こども園入園児募集のお知らせ

◆保育認定

認定こども園などの保育施設を利用するにあたって、保育認定を受ける必要があります。

区分	年齢および入園条件等	
1号認定 (教育標準)	年齢	3～5歳児(平成29年4月2日から令和2年4月1日生まれ)
2・3号認定 (保育)	年齢	3～5歳児(平成29年4月2日から令和2年4月1日生まれ) → 2号 3歳未満児(令和2年4月2日以降に生まれた10カ月以上の乳幼児) → 3号
	条件	保護者および同居家族が以下のいずれかの事由に該当することで、認定可能となります。(事由を証明する書類が必要となります。) 1. 月48時間以上就労している。 2. 妊娠中で出産を予定している。 3. 入院や通院により日中の保育が難しい。(疾病・障害等) 4. 長期にわたり親族の介護に専念している。 5. 災害復旧にあたっている。 6. 求職活動を継続的に行っており、就労の見込みがある。 7. 職業訓練等、就学している。 8. 虐待やDVのおそれがある。 ※事由によって利用できる期間および保育時間が異なります。 ※2,3号認定は「上記にあげる事由等によって、日中子どもの保育が難しい」方が利用できます。

◆保育料

河内町では令和4年4月から全年齢の保育料が無償となりました(町内在住の入園児に限る)。保育時間外の預かり保育や延長保育を利用する場合には別途料金が発生します。

◆募集人員(各こども園の利用定員内)

かわち認定こども園 → 1号: 30人 2・3号: 120人
かなえつ認定こども園 → 1号: 10人 2・3号: 80人



◆入園申込書配付

申込書は、10月3日(月)から教育委員会事務局または各こども園で配付します。(土、日、祝日は除く)

◆入園申込書受付日時・場所

受付期間	場所	時間
11月21日(月)～11月30日(水)	教育委員会事務局 (みずほ分庁舎)	午前9時～午後5時 (正午～午後1時は除く)

※受付期間を過ぎての申込みは、原則令和5年4月入園の選考対象となりませんのでご注意ください。

◆面接日時・場所

日時 12月9日(金) 午前9時～午後3時(正午～午後1時は除く)
場所 保健センター ※お子さんと同伴をお願いします。



◆お問合せ先

- ①教育委員会事務局 ☎ 84-3322
- ②かわち認定こども園 ☎ 84-2657
- ③かなえつ認定こども園 ☎ 86-2616

※令和5年秋頃に両こども園の統合を予定している関係で、かなえつ認定こども園へ入園希望の0～1歳児はかわち認定こども園へ入園をお願いする場合がございます。

※保育施設最低基準による保育士が確保できない場合、定員内でも入園をお断りする場合があります。

※市町村によって入園申込受付期間は異なります。そのため町外施設への入園をご希望の方は、お早めに申請いただきますようお願いいたします。ご不明な点等ございましたらご連絡ください。

かわちドリームフェスティバル 2022 開催

11月5日(土)、かわち水と緑のふれあい公園とかわち学園を舞台に「かわちドリームフェスティバル2022」を開催します。

かわち水と緑のふれあい公園では、メインステージとサブステージ等を設置、メインステージでは、午前中は商工会青年部による各種催し物、午後からは町内団体等による発表やものまね芸人ショーなどを実施予定。

かわち学園敷地内では、校舎内に児童生徒が制作した作品を展示、体育館では文化協会による作品の展示や発表を行い、グラウンドでは、健康をテーマとした気軽に楽しめるスポーツ体験やキッズコーナーを設けて小動物とのふれあいコーナー、紙芝居等を実施予定。

夕方からは、公園内に設置するイルミネーションの点灯式を行い、会場を色鮮やかに照らします。他にも、ウォークラリー形式の抽選イベント、キッチンカーや模擬店も多数出店するなど盛りだくさんのイベントとなりますので、皆様お誘い合わせのうえご来場ください。

かわち水と緑のふれあい公園敷地内

メインステージ

午前9時30分から
午後4時頃まで予定

ピニャータ、私の主張発表、サイエンスマジックショー、町内団体等による発表、チアリーダーング、ものまね芸人ショー等

サブステージ

時間等調整中

大道芸人ショー、バンド演奏等

各種車両展示等

午前9時30分から
正午頃まで予定

消防はしご車、自衛隊特殊車両等、スーパーカーの展示

かわちイルミネーション点灯式

夕方頃

※かわちイルミネーション通常点灯期間

点灯期間

令和4年11月5日(土)から
令和5年2月19日(日)

点灯時間

午後5時から午後9時

かわち学園敷地内

グラウンド

午前9時30分から
午後4時頃まで予定

簡易スポーツ体験(各種)、キッズコーナー、小動物園等

体育館・校舎

河内町文化協会等による各種ステージ、文化団体等による作品展示、児童生徒等による各種展示物等

※各種イベント内容や時間等については、10月中に各戸配布します「かわちドリームフェスティバル2022」のチラシをご覧ください。

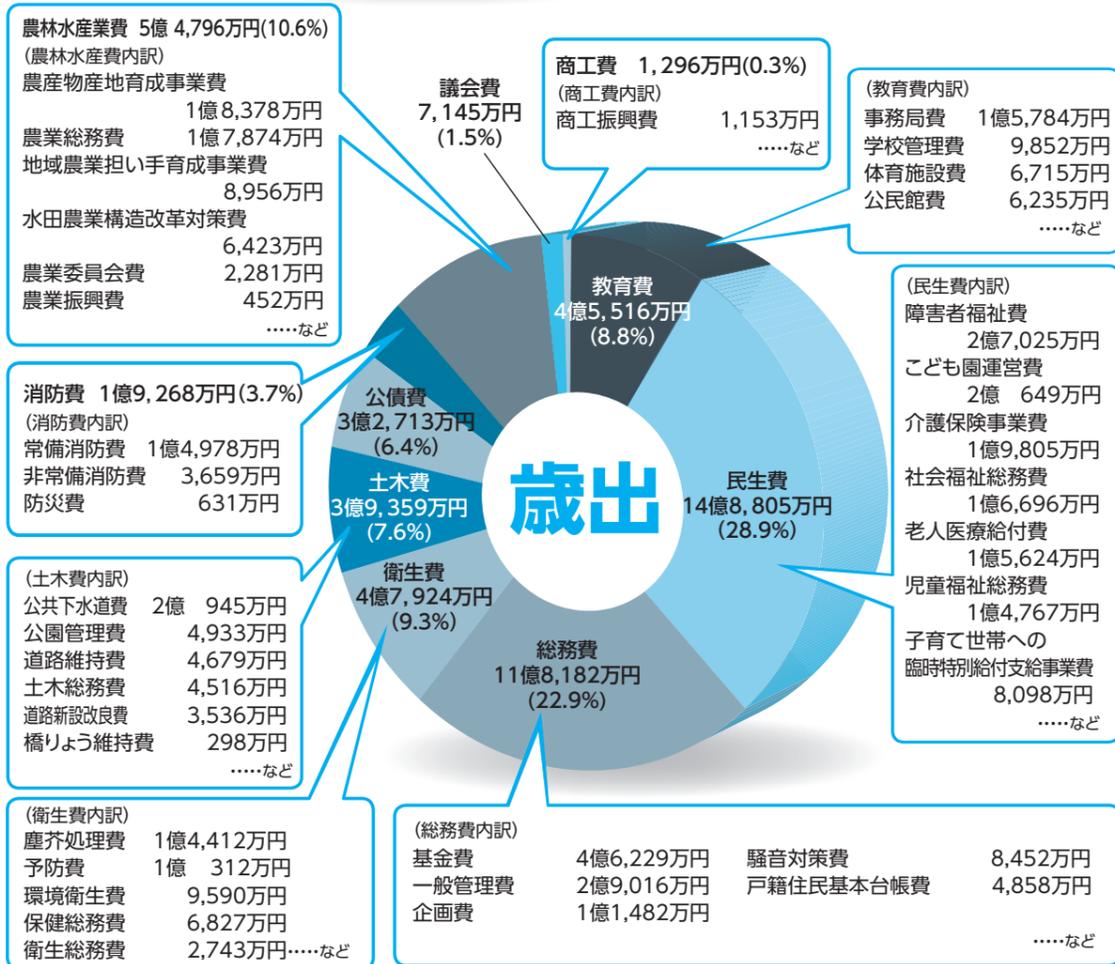
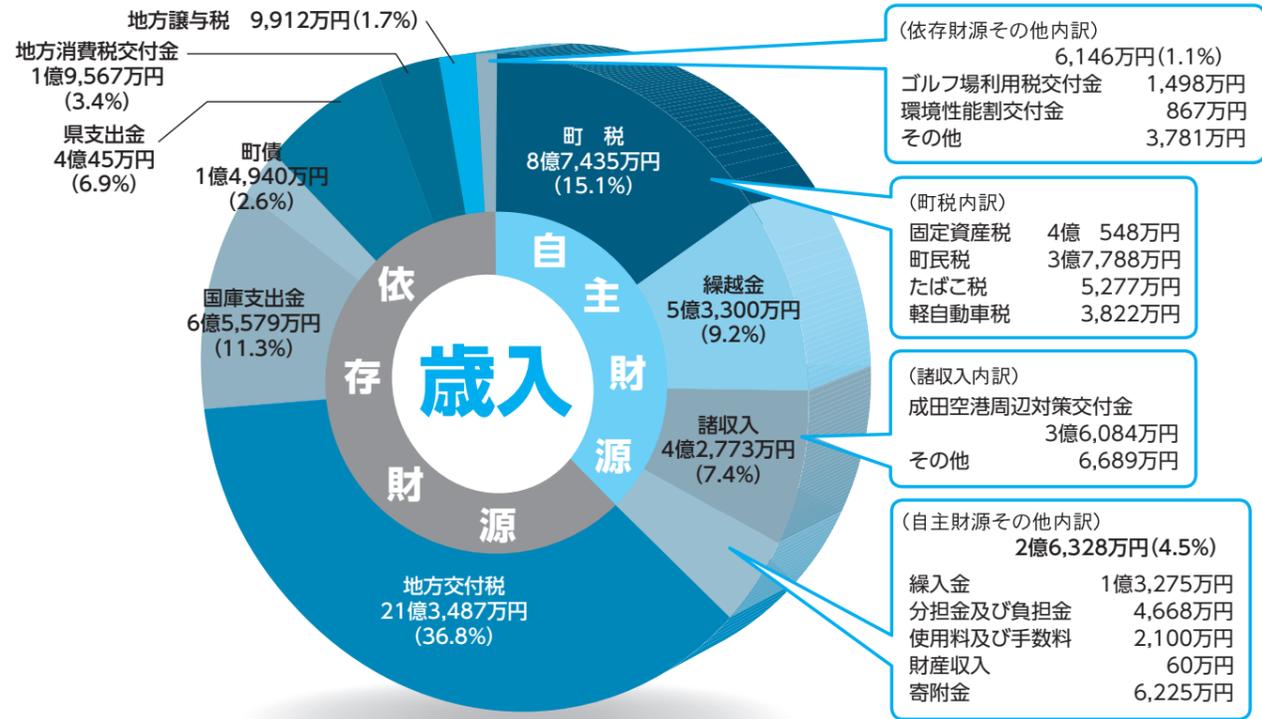
会場

- ・かわち水と緑のふれあい公園
- ・かわち学園

会場の駐車場は、台数に限りがありますので、乗り合わせでのご来場、もしくは中央公民館臨時駐車場のご利用についてご協力をお願いいたします。会場と中央公民館臨時駐車場間は無料の送迎車を運行します。

また、周辺での無断駐車は近隣の方のご迷惑となりますので、ご遠慮ください。

問合せ先 かわちドリームフェスティバル2022実行委員会(まちづくり推進課) ☎ 84-6976



令和3年度 決算概要

令和3年度の河内町各会計の決算について、9月の町議会定例会で認定されました。

決算は、令和3年4月から令和4年3月までの1年間に、どれだけ収入（歳入）があり、それがどのように使われたのか支出（歳出）を目的ごとに分類して集計したものです。

一般会計 歳入

一般会計歳入決算額は、57億9,512万円で、前年度と比較して7億6,404万円（11.6%）の減となっています。（千円以下端数処理）

歳入のうち国庫支出金の決算額は、6億5,579万円で、前年度と比較して7億7,800万円（54.2%）の減となっています。これは、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金事業や地方創生臨時交付金等の減によるものです。また、町債の決算額は、1億4,940万円で、前年度と比較して1億5,000万円（50.1%）の減となり、これは防災行政無線デジタル化事業等による減が主なものとなっています。県支出金につきましては、決算額が4億4,450万円で、前年度と比較して3,289万円（8.9%）の増となり、多面的機能支払交付金等の農林水産業費が増となっています。また、歳入の約36%が地方交付税で、決算額は21億3,487万円となり、前年度と比較して1億6,605万円（8.4%）の増、町税の決算額は8億7,435万円で、前年度と比較して2,252万円（2.5%）の減となっており、地方交付税と町税で歳入の51.9%を占めています。また、自主財源諸収入については、4億2,773万円となり前年度と比較して5,162万円（10.7%）の減となりました。これは、スポーツ振興くじ助成金等の減によるものです。

一般会計 歳出

一般会計歳出決算額は、51億5,004万円で、前年度と比較して8億7,611万円（14.5%）の減となっています。

歳出のうち総務費の決算額は、11億8,182万円で、前年度と比較して10億2,775万円（46.5%）の減となっています。これは、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金事業の終了によるものが主な減の理由となっています。

次に民生費の決算額は、14億8,805万円となり、前年度と比較して2億2,099万円（17.4%）の増となりました。また、消防費の決算額は、1億9,268万円で、前年度と比較して2億182万円（51.2%）の減となりました。これは、防災行政無線デジタル化整備事業の終了によるものが主な減の理由となっています。

歳入 57億9,512万円

項目	金額	割合
町税	8億7,435万円	15.1%
地方譲与税	9,912万円	1.7%
地方消費税交付金	1億9,567万円	3.4%
地方交付税	21億3,487万円	36.8%
国庫支出金	6億5,579万円	11.3%
県支出金	4億4,450万円	6.9%
繰越金	5億3,300万円	9.2%
諸収入	4億2,773万円	7.4%
町債	1億4,940万円	2.6%
※その他	3億2,474万円	5.6%

歳出 51億5,004万円

項目	金額	割合
議会費	7,145万円	1.5%
総務費	11億8,182万円	22.9%
民生費	14億8,805万円	28.9%
衛生費	4億7,924万円	9.3%
農林水産業費	5億4,796万円	10.6%
商工費	1,296万円	0.3%
土木費	3億9,359万円	7.6%
消防費	1億9,268万円	3.7%
教育費	4億5,516万円	8.8%
公債費	3億2,713万円	6.4%

「もう使いました！町のお金」

歳出決算額 51億5,004万円（一般会計）の概要

令和3年度の歳入歳出決算が9月町議会定例会で認定されました。『第5次河内町総合計画』、『第2回河内町総合戦略』の実現のために使われたお金（一般会計）の決算概要をお知らせします。

※その他＝利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金

河内町における健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）により、「健全化判断比率」及び「資金不足比率」について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により公表いたします。

◎健全化判断比率について

令和3年度の決算に基づき算定したところ、河内町はすべての指標が早期健全化基準を下回ったため、健全な財政運営を行っている団体です。

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	6.3	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※「—」は、当該比率が生じていないことを示しています。

◎資金不足比率について

令和3年度決算に基づき河内町の各公営企業の資金不足比率を算定したところ、資金不足を生じた公営企業は無かったため、健全な財政運営を行っている団体です。

区分	水道事業会計	下水道事業特別会計
資金不足比率	—	—
経営健全化基準	20.0%	20.0%

※「—」は、当該比率が生じていないことを示しています。

◇健全化判断比率等における各指標について

・実質赤字比率

福祉や教育、まちづくりなどを行う地方公共団体（河内町）の一般会計等の赤字額を、町税等の財源規模と比較したもので、財政運営の深刻度を示す数値です。平成20年度の算定開始から現在まで赤字はありませんでした。

・連結実質赤字比率

河内町のすべての会計（一般会計や特別会計、企業会計等）の赤字と黒字を合算して、町としての全体の資金不足の程度を把握するため、町税等の財源規模と比較して指標化し、町全体としての財政運営の深刻度を示す数値です。平成20年度の算定開始から現在まで赤字はありませんでした。

・実質公債費比率

町の借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す数値です。（町のすべての会計や一部事務組合等の公債費に係るものについて指標化した数値）

・将来負担比率

町の一般会計の借入金や、将来支払っていく可能性のある負担金等の現時点での残高を指標化し、将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す数値です。

・資金不足比率

公営企業会計の資金不足を、公営企業の財政規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す数値です。平成20年度の算定開始から現在まで資金不足はありませんでした。

河内町の基金現在高

基金の種類	令和3年度末現在高 ()内は、対前年度増減額
財政調整基金	3億5,102万円 (+1億1万円)
町債基金	4億7,890万円 (+1億1万円)
特定目的基金	22億2,922万円 (+1億3,231万円)
ふるさと創生基金	1億1,178万円 (±0万円)
生涯学習基金	5,036万円 (-66万円)
公共施設整備基金	14億9,605万円 (+2億2万円)
地域振興基金	6,758万円 (±0万円)
地域福祉基金	1億8,380万円 (±0万円)
環境衛生施設整備基金	7,121万円 (±0万円)
農業経営基盤強化資金助成基金	1,271万円 (±0万円)
ふるさと寄附基金	1億8,430万円 (-6,775万円)
教育振興基金	5,000万円 (±0万円)
森林環境譲与税基金	143万円 (70万円)
合計	30億5,914万円 (+3億3,233万円)

※千円以下端数処理をしていますので、合計と一致しない場合があります。

財政調整基金

町の年度間の財源不足の不均衡を調整するための基金です。

町債基金

地方債の将来の償還（公債費の支出）に備えておく基金です。

特定目的基金

条例で定められた目的を計画的に実施することができるよう、その用途に限って取り崩すことができることとして、設置している基金です。

◆問合せ先

企画財政課

まちづくり推進課

☎84-6970

（決算報告関係）

☎84-6976

（ふるさと寄附関係）

一般会計決算額の推移

（単位：百万円）

区分	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
歳入	4,689	4,480	4,251	4,355	5,299	6,008	4,974	5,010	4,840	6,559	5,795
歳出	4,443	4,166	3,914	3,903	4,888	5,538	4,541	4,646	4,334	6,026	5,150

令和3年度各会計別決算概要

会計別	歳入（収入）	歳出（支出）
一般会計	57億9,512万円	51億5,004万円
特別会計		
下水道事業特別会計	4億1,814万円	3億6,939万円
国民健康保険特別会計	13億4,391万円	12億7,678万円
介護保険特別会計	12億8,522万円	12億3,567万円
介護サービス事業特別会計	1,045万円	1,039万円
後期高齢者医療特別会計	1億3,309万円	1億2,454万円
等		
水道事業会計		
・収益的収入及び支出	2億6,932万円	2億6,336万円
・資本的収入及び支出	0万円	8,434万円

河内町ふるさと寄附の状況について

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、延べ1,807人の方から62,249,000円の申し込みがありました。寄附をいただきました皆様に対し、深く感謝申し上げます。寄附をいただいた方々の意向に基づき下記のとおり活用させていただきます。

今後とも、河内町を応援していただきますよう、よろしくお願いいたします。

< 事業ごとの内訳 >

（単位：千円）

事業の種類	寄附金の額
1. 少子化、高齢者対策などに関する事業	10,496
2. 青少年の健全育成及び教育環境整備に関する事業	7,667
3. 特産品の育成及び地域産業の振興に関する事業	7,270
4. ふるさと自然環境保全に関する事業	4,970
5. その他目的達成のために町長が必要と認める事業	31,846
合計	62,249



おこめちゃん



れんこんちゃん

☆軽自動車の廃車、名義変更の手続きは4月1日まで

【軽自動車の課税について】

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在に河内町を主たる定置場として登録してある原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車等の所有者等に対して、1年分の税金が課税されます。

○4月2日以降に譲渡、廃車等をされた場合に、その年度の税額は全額納めることとなります。

※廃車による月割還付制度はありません。

【申告について】

☆軽自動車等の廃車、名義変更、住所変更等の申告手続きは、忘れずに行いましょう。

軽自動車等取得、他人へ譲渡、廃車または住所変更したときには、手続き機関にて申告手続きをしてください。

申告手続きをしないと、所有(既に譲渡や廃車を行った)していないにも関わらず納税義務が発生します。

盗難にあった場合は、速やかに警察へ届出をして、役場税務課へ連絡をしてください。

※軽自動車税(種別割)は、実際に使用しているか否かに関わらず、登録がある限り課税されますので注意してください。

【手続きについて】

①原動機付自転車(総排気量125cc以下)

②小型特殊自動車(農耕作業用、その他)

①②の手続きおよび連絡先 税務課軽自動車税担当課

③軽二輪(125cc超250cc以下)

④二輪の小型自動車(250cc超)

③④の手続きおよび連絡先 茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所

土浦市卸町2丁目1番3号 ☎050-5540-2018

※町外在住の方は住所地を管轄する運輸支局

⑤三輪・四輪の軽自動車

⑤の手続きおよび連絡先 軽自動車検査協会茨城事務所 土浦支所

つくば市島名字前野3915番地 ☎050-3816-3106

※町外在住の方は住所地を管

轄する軽自動車検査協会

☆詳しい手続き方法につきましては、各機関にお問い合わせください。

4月1日以前に廃車および名義変更等の手続きが完了しているのに納付書が届いた場合には、お手数ですが、税務課へご連絡ください。

◆連絡・問合せ先

税務課軽自動車税担当 ☎84-6971

☆相続登記の義務化について

令和6年4月1日から相続(遺言による場合を含みます)によって不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならぬこととされました。

なお、令和6年4月1日時点で相続登記をしていない不動産を所有する方は3年間の猶予期間が設けられています。

詳しくは、水戸地方税務局ホームページ(houmukyoku.moj.go.jp/mito/)をご覧ください。



◆問合せ先

水戸地方税務局不動産登記部門 ☎029-1221-5130 平日 午前8時30分から午後5時15分まで

☆令和4年度河内町小規模契約事業者登録制度について

この制度は、町が発注する工事、物品購入、委託・役務の提供のうち小規模な契約を希望する事業者の登録を受け付け、見積先の選定資料にすることにより、町内小規模事業者の受注機会の拡大を図るものです。

【登録できる方】

次の①～⑤のすべてに該当する方です。

- ①個人営業の場合、町内に住所があること、法人の場合には、町内に主たる事業所があること。
②成年被後見人、被保佐人、被補助人または破産者でないこと。
③町税等を滞納していないこと。
④町入札参加資格者名簿に登録されていないこと。
⑤契約を履行するために必要な資格、免許等を有していること。

【名簿に登録されること】

登録事業者への積極的な見積もりおよび発注依頼を行うよう努めます。ただし、この制度は、受注を保証するものではありません。

登録制度について

小規模な契約案件とは、金額が、工事130万円、委託・役務の提供は50万円、物品購入は80万円を超えず、技術的に簡易な契約をいいます。

【登録の方法】

次の必要書類を企画財政課 財政グループへ提出してください。なお、登録名簿は役場各課等に公開するほか、契約制度の透明性を図るため、一般に公開(閲覧)しますのであらかじめご了承のうえ申請してください。

- ①河内町小規模契約事業者登録申請書
②町税納税状況調査同意書
③資格、免許等が必要な業種を希望する方は、その資格者証または免許証等の写し

【登録の有効期間】

令和5年3月31日

【登録の受付】

午前9時から午後5時まで(土・日、祝日を除く)

◆問合せ先

企画財政課 ☎84-6970

☆10月は土地月間です

土地取り引きの後は届出を

10月は、土地に関する様々な普及啓発活動を行う「土地月間」です。一定面積以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法に基づき、権利取得者(譲受人)は、河内町都市整備課に届出を行う必要があります。

○届出の必要な面積 5千㎡以上

○届出の必要な取引 売買、交換、共有物持分の譲渡、一時金を伴う地上権、賃借権の設定または譲渡等

○届出期限 契約締結日を含めて2週間以内 ※詳しくは、町ホームページをご覧ください。都市整備課までお問い合わせください。

◆問合せ先

都市整備課 ☎84-6957



10月17日(月)～23日(日)は「行政相談週間」です

町では、行政相談委員による行政相談所を開設します。相談は無料・秘密厳守ですので、お気軽にご利用ください。

- ◆日時 10月17日(月) 午前10時から正午まで
◆場所 第2地区共同利用施設(福祉センター隣)
◆問合せ先 総務課 ☎84-6979 【河内町担当行政相談員】 岩橋 弘

※新型コロナウイルス感染拡大状況により行政相談所の開設を中止する場合がありますので、相談を希望される場合は、事前にお問い合わせください。

【救急隊員のコンビニエンスストア利用に関するお知らせ】

当消防本部の救急出場態勢は、現場に一番近い救急隊が直ちに出場するシステムを取り入れており、救急隊が消防署へ戻る途中でも通報があればその場から出場しております。救急出場件数は増加傾向にあり、今後更に多数出場が重なった場合などは、救急隊が消防署に戻れないため、水分補給・トイレ等のために、コンビニエンスストアに立ち寄り利用させていただく場合がございます。

住民みなさまのご理解をお願いするとともに、効率的な救急車運用を図り、救急行政サービスの向上を目指します。

◆問合せ先 稲敷広域消防本部 救急課 ☎64-3846



河内町総合防災訓練を実施します。

- 日時 令和4年11月20日(日) 8:30～12:00
訓練想定 台風による利根川増水を想定した広域避難訓練
広域避難場所 稲敷市新利根運動公園体育館

※訓練詳細については、「広報かわち11月号」にてお知らせします。

◆問合せ先 総務課 ☎84-6979



移住・定住の支援事業 をご紹介します

河内町定住促進事業

河内町に新しく住宅を取得した場合に、補助金がもらえます。
(登記完了日から6か月以内の申請が必要です。)

助成項目	条件及び補助額	備考
基本額	・新築住宅の取得 30万円 ・中古住宅の取得 20万円	加算条件に合致した場合、基本額に加算されます。
加算額 (各10万円)	①空き家制度の登録物件を取得した場合 ②申請者若しくはその配偶者が45歳未満の場合 ③申請日において中学生以下の子がいる場合 ④世帯員が2名以上の場合 ⑤町内業者の施工により取得した場合 ⑥1年以上町内の借家に居住していた後の取得 ⑦町内で事業を営む場合あるいは勤務先が町内である場合(農業を含む) ⑧金融機関より融資を受けて新築・増改築をする場合 ⑨成田国際空港の防音工事対象エリア内に取得した場合	

基本額と加算額を合わせて50万円が上限となります。さらに、町外からの転入者に関しては、特別加算の30万円を加えた80万円が上限となります。

なお、現に所有している住宅のリフォーム工事は対象となりません。

河内町空き家登録制度

空き家を有効活用するため、空き家の所有者が空き家台帳に登録し、空き家利用希望者とマッチングを図る制度です。



- ※1 登録物件の管理については、引き続き所有者の方に行っていただきます。
- ※2 契約等に関するトラブルは、当事者間で解決してもらいます。
- ※3 この制度を利用して契約が成立した場合には、所有者等と購入者等それぞれに5万円が交付されます。(河内町空き家活用促進奨励金制度)

この他にも交付要件がありますので、事前にお問い合わせください。

◆問合せ先 企画財政課 ☎84-6970

農業を営む皆様へ

～河内町燃油価格等高騰緊急対策支援事業のご案内～

河内町では、長期化する新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に加え、原油価格や物価等の高騰により経済的な影響を受けている農業者を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助対象者

◆令和4年4月1日時点で町内に住所がある個人または町内に主たる事業所がある法人で、現に農業経営をしており今後も農業経営を継続する意思がある農業者で、次のいずれにも該当する方

- 1 令和4年営農計画書を、令和4年8月1日までに河内町農業再生協議会に提出している方
- 2 農産物(畜産物を含む)を生産し、販売または出荷をしている方
- 3 経営耕地面積が30a以上または農産物の販売額若しくは出荷額が50万円以上である方

補助内容

- 1 水稻、大豆、飼料作物 1.3円/㎡ (1,300円/10a)
- 2 麦 0.5円/㎡ (500円/10a)
- 3 露地栽培 4.0円/㎡ (4,000円/10a)
(※加温設備のないハウスを含む)
- 4 施設栽培(花き・野菜)
(※加温設備のあるハウス)
花き 210.0円/㎡ 野菜 80.0円/㎡
- 5 畜産(肥育牛) 2,600.0円/頭



申請期間

令和4年10月3日(月)から令和4年12月23日(金)まで
午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)

申請書類

- ◇補助金交付申請書(様式第1号) ◇誓約書兼同意書(様式第2号)
- ◇農産物を販売・出荷していることが確認できる資料
- ◇経営耕地面積が30a未満の場合は、農産物等の売上が50万円以上であることが分かる資料(農業所得用収支内訳書)
- ◇加温設備のあるハウスの面積が分かる資料(施設栽培用)
- ◇令和4年度の飼育計画(畜産用)
- ※その他必要に応じ上記以外の資料の提出を求める場合があります。
- ※様式は、農政課窓口にて備え付けのほか町ホームページからダウンロードできます。

◆問合せ先 農政課 ☎84-6975

～ごみの削減と地球温暖化防止に向けて～ 使用済み食用油の回収を 試験的に行います！

期間：令和4年10月～令和5年3月

令和4年10月から牛久市と協力して試験的に町内の一般家庭から出る使用済みの食用油を資源として回収し、回収量の状況など事業が円滑に実施できるかを検証します。回収した後は、牛久市で地球にやさしい再生可能エネルギー「バイオディーゼル燃料」に生まれ変わり、発電機や車両の燃料として自治体や民間事業者で利用されます。

町民の皆さまのご協力をお願いいたします。



回収対象となる 食用油

- ・サラダ油
- ・ごま油
- ・オリーブオイル
- …など植物性のもの

ラードなどの動物性の油やエンジンオイルなどの油は回収できません！



出し方

①揚げかすを取り除き、油を冷やす



②よく洗ったペットボトル(500ml)に注ぐ



③しっかりフタを閉める



④回収ボックスにペットボトルごと入れる



回収場所及び受入時間

①河内町役場本庁舎 【受入時間】 8時30分から17時00分



回収ボックス
設置場所

入口

②中央公民館 玄関内 【受入時間】 8時30分から17時00分 (月曜日除く)



回収ボックス
設置場所

問合せ先 都市整備課 ☎84-6956

日本遺族会会長表彰受賞

9月12日(月) ホテルニューオータニ(東京都)にて日本遺族会創立75周年記念式典が開催され、天皇皇后両陛下をはじめ、内閣総理大臣や衆参両院の議長ご臨席の下、野高貴雄さんが日本遺族会会長表彰を受賞されました。この表彰は、長年にわたり遺族の援護・英霊の顕彰・遺族会の発展等に尽力し、功績のあった者に贈られるものです。



受賞された野高貴雄さん

かわち学園児童生徒が大根の種まきを行いました

9月13日(火) かわち学園東側の畑で、3・7・8年生の児童生徒が、長竿地区農地を考える会と同地区シニアクラブのみなさんからの指導のもと、大根の種まきを行いました。

昨年は種まきに参加できませんでしたが、今回児童生徒のみなさんで協力し合い、楽しく学ぶことができました。収穫の時期がとても楽しみです。



種まきの様子

結婚支援のボランティア『いばらきマリッジサポーター』による

結婚相談会 開催のお知らせ

結婚を希望される方のご相談にマリッジサポーターがお答えします。

- ♡日時 令和4年11月13日(日) 午前10時～午後3時
- ♡場所 第二地区共同利用施設(河内町福祉センター隣り)
- ♡持ち物 写真(L版)と身上書等をご持参下さい
- ♡申込み 河内町社会福祉協議会 ☎84-2830 (なるべく事前の申込をお願いします。当日でも可)



※相談に係る費用や登録料などは一切かかりません。
※年齢問いません。また、近隣市町村の方も歓迎します。
※相談によって知り得た全ての個人情報は、出会いのサポート以外に用いないことを固くお約束します。
※新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては中止する場合がございます。あらかじめご了承下さい。

主催：マリッジサポーター県南地域活動協議会
茨城県・(一社)いばらき出会いサポートセンター
後援：河内町社会福祉協議会(ハッピーサポートかわち)

職場で新型コロナウイルスに感染した方へ

業務によって感染した場合、 労災保険給付の対象となります

対象となるのは？

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- 感染経路が不明の場合でも**、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合
 - ※（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
 - ※（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象
- 症状が持続し（罹患後症状があり）、療養等が必要と認められる場合も保険給付の対象

労災保険の種類

詳しくは厚生労働省HPのQ & A
(項目「5 労災補償」)をご覧ください▶



業務に起因して感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート等の雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

また、**保険給付の請求は、労働者ご自身が行うものです。**感染経路が不明であることなどにより、請求書に会社からの証明が受けられない場合、まずは労働基準監督署にご相談ください。

療養補償給付

- ① 労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- ② やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。

- 給付日：休業4日目から
- 給付額：休業1日あたり給付基礎日額の8割（特別支給金2割含む）
- *原則として「給付基礎日額」は発症日直前3か月分の賃金を暦日数で割ったものです

遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

■問合せ先 龍ヶ崎労働基準監督署 ☎62-3331

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



保健センターだより

インフルエンザ予防接種費用一部助成の予診票を郵送しました

<対象者>

- 65歳以上、60～64歳で内部障害1級に相当する方
- 6か月～中学3年生

令和4年10月1日～令和5年1月31日に65歳になる方及び生後6か月になる方には、一括で郵送しておりません。接種を希望される方には郵送しますので保健センターまでご連絡ください。

寒い季節になると流行するインフルエンザですが、今年は新型コロナウイルスとの同時流行も心配されています。予防接種を受けると、発症の可能性を減らし重症化を防ぐ効果があります。幼児や高齢者、基礎疾患のある重症化リスクの高い方は、かかりつけ医に相談しましょう。

接種を希望される方は、各自で医療機関に予約していただき、接種の際に予診票をお持ちください。

風しん抗体検査・予防接種のクーポン券の有効期限が3年間延長されました

<対象者> 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性で、クーポン券を使っての風しん抗体検査を行ったことがない方。

<内容> 風しん抗体検査・予防接種が無料で受けられる。

<延長期間> 令和7年3月31日まで（送付済みのクーポン券の期限は令和4年3月31日になっています。）

<検査の受け方> 次の方法で受診できます。

① 11月の集団健診会場で受ける（令和4年度の集団健診はこれで最後です）。

日程	場所	風しん抗体検査と 集団健診を希望される方	風しん抗体検査のみを 希望される方
		要予約	要予約
		集団健診予約コールセンター ☎0120-068-160 10/3(月)～10/17(月) 9:00～17:00	保健センター ☎84-4486・3682 10/3(月)～11/2(水) 9:00～17:00
11/10(木)	つつみ会館	9:00～12:00	11:00～11:45
11/11(金)	保健センター	8:00～12:00	11:00～11:45
11/13(日)	保健センター	8:00～12:00	11:00～11:45

② 全国の協力医療機関でも風しん抗体検査・予防接種を受けることができます。

医療機関で風しん抗体検査を希望する方は、期限を令和7年3月31日まで延長したクーポン券を郵送しますので保健センターまでご連絡ください。実施している医療機関は、厚生労働省のホームページ「厚生労働省 風しん追加的対策」から検索できます。受診の際は、直接お問い合わせください。

感染症の流行や 自然災害時に役立つ 2週間分の備蓄でいざという時に備えよう！

感染症の流行や自然災害に備えて、最低2週間程度は外出しなくても済むように、賞味期限の長い食料や飲料水・日用品などを備蓄しましょう。月に1、2回、賞味期限の近くなったものから食べ、食べた分を補充するようにすると、賞味期限切れになることなく備えることができます。

【備蓄物品の例】

- ・食料品（ご飯、うどん、そうめん、水、インスタント食品、冷凍食品、レトルト食品、缶詰、ゼリー飲料など）
- ・日用品（ティッシュ、トイレットペーパー、マスク、消毒用アルコール、絆創膏、常備薬、オムツ、懐中電灯、乾電池、ビニール袋、カセットコンロ、ボンベなど）

◆問合せ先 保健センター ☎84-4486



河内町 子育て支援センター

おひさまからの おしらせ

問い合わせ
イベント予約先
福祉課
TEL 84-6982
担当 篠田・荒井

「お友達が近くにいないの!」「ママ友がほしい!」「遊ぶ所がない!」と悩んでいる方、是非遊びに来てください!
みんなで子育ての輪を広げましょう。
新型コロナウイルス感染症防止対策にご協力をお願いします。
お部屋に入る前に、マスクの着用(大人の方のみ)、検温、手・指の消毒等をお願いしています。

11月の予定

日	曜日	イベント・スケジュール
2	水	自由遊び
4	金	自由遊び
7	月	エンジョイ!親子ピクス
9	水	自由遊び
11	金	自由遊び
14	月	第1回ペイトレーニング講座 (興味のある方は20ページをご覧ください)
16	水	ぐりぐらのおはなしなあ〜に?
18	金	作って遊ぼう!秋の果物
21	月	自由遊び
25	金	自由遊び
28	月	第2回ペイトレーニング講座
30	水	あかちゃんひろば

利用時間・持ち物

- ・月・水・金(予約不要)
- (祝日・お盆休み・年末年始の休みを除く)
- ・時間:午前10時から午後1時30分まで
- ・対象:0歳から就学前のお子様と保護者
- ・持ち物:着替え・水筒(飲み物)など
- ・ごみ・オムツは持ち帰りをお願いします。

11/7(月)【エンジョイ!親子ピクス】

体を動かして親子ピクスを楽しみましょう!
時間:午前10時30分から午前11時まで
※動きやすい服装をお願いします。
定員:4組まで 事前に予約をお願いします。
(予約受付期間 11月4日まで)

<前回の親子ピクスの様子です>



11/16(水)【ぐりぐらのおはなしなあ〜に?】

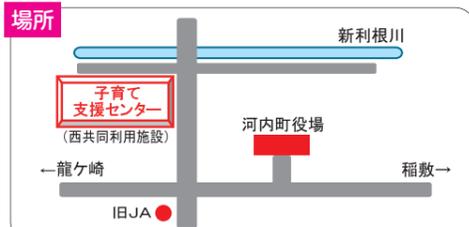
絵本の読み聞かせやお話シアターを楽しみます。どんなお話かな? わくわくするね!
時間:午前10時30分から午前11時まで

11/18(金)【作って遊ぼう!秋の果物】

時間:午前10時30分から
定員:4組まで
事前に予約をお願いします。
(予約受付期間 11月16日まで)
ペットボトルに柔らかい毛糸を入れて、美味しそうな果物作りをしませんか?
毛糸をペットボトルに入れるのは指先の運動にもなるね。おうちの人に手伝ってもらって、仲良くやってみよう!
果物の他に、可愛い【みのみし】も作れるよ!

11/30(水)【あかちゃんひろば】

すくすく成長してるかな?
身長、体重を測ってもらいましょう!
時間:午前10時30分から午前11時まで
対象:生後4か月から1歳くらいのお子様 予約不要
持ち物:体重計測用のタオルまたはバスタオル



河内町子育て支援センター「おひさま」
住所:河内町源清田5893(西共同利用施設内)
電話番号:080-7722-2670



食育だより VOL.135

～こころとからだを育む食育～

「フレイルを予防・改善」

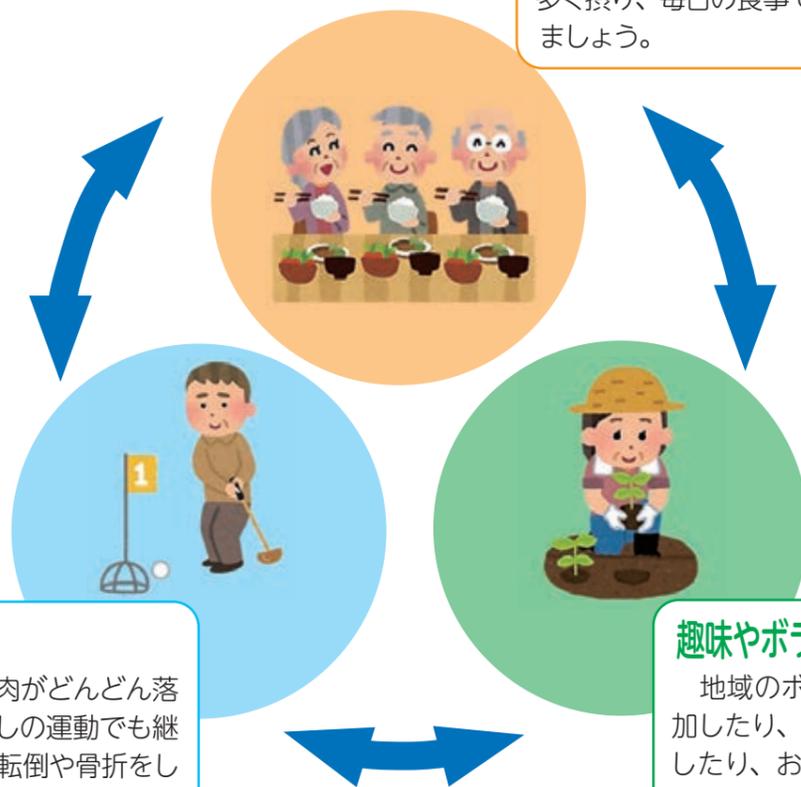
◆ 問合せ先 保健センター ☎84-4486

フレイルとは、「前よりも疲れやすくなった」「最近ちょっと痩せてきた」など加齢により筋力の低下など心身の機能が衰えた状態のことです。高齢者の多くは、適切な対策を行えば「健康な状態」に戻り、健康寿命を延ばすことが十分に期待できるのでフレイルを早期に予防・改善することが重要です。

フレイルを防ぐために大切な3つの習慣

バランスの良い食事

筋肉のもとになる「魚」「肉」「卵」「大豆製品」や骨を強くする「乳製品」を多く摂り、毎日の食事で栄養を摂取しましょう。



運動

なにもしないと筋肉がどんどん落ちてしまいます。少しの運動でも継続して続けることで転倒や骨折をしにくくなり、寝たきりや介護が必要になるリスクも軽減します。

趣味やボランティア活動など

地域のボランティア活動に参加したり、趣味のクラブに入会したり、お友達とおしゃべりや食事するなどフレイルの予防につながります。

キッチン菜の花会 おすすめ
今月のレシピ

余った皮を美味しく消費! 子どものおやつにも さつまいもの皮のから揚げ

レシピ提供
キッチン菜の花会
鈴木 純子さん

【材料】

さつまいもの皮	3本分
揚げ油	適量
A. しょうゆ	大2
A. 砂糖	大3
A. 酒	大1
黒ごま	適量

【作り方】

- ① さつまいもの皮を水にさらす。
- ② ①の水気をふき取り、170℃～180℃の油でこがさないようにカリッと揚げる。
- ③ 小鍋にAの調味料を入れ煮立たせ2を入れからませる。
- ④ ③に黒ごまをふったら出来上がり!

※「今月のレシピ」で紹介した料理を作った方の感想をお待ちしています!
保健センター(☎84-4486)までご連絡ください。

—2021年度の消費生活相談の概要—

2021年度の特徴と傾向

2021年度の全国の相談件数は、843,664件で、前年度に比べ約10万件減少しました。減少の理由は、「架空請求」や「新型コロナ関連」の相談件数が減少したことによるものと考えられます。年代別での相談割合では、70歳以上が22.9%と最も多く、20歳代、70歳以上の割合が前年度に比べやや増加しています。また販売形態別では、「通信販売」の割合が最も多く、「インターネット通販」「定期購入」に関する相談が多くみられました。

相談が増加した商品等

1. 化粧品

SNSやインターネット上で低価格で購入できるという広告を見て化粧品を購入したところ、定期購入が条件の契約だったというインターネット通販に関する相談。

2. 魚介類全般

電話勧誘で断り切れず「海産物」を購入することにしたが、冷静になって考えなおすとクーリング・オフしたい。商品が代引配達で届いたので支払ったが、価格に見合わないので解約したいという相談。

3. かばん

SNS上の広告でブランド品が百貨店などの閉店を理由に割引セール広告から代引配達で注文したところ偽物と思われる物が届いたと相談。

トラブル防止のポイント!

- すぐに注文せず、家族や周囲に相談しましょう。
- 通信販売では、相手の業者をよく確認し、利用規約を読み、SNSなどは広告画面を保存しましょう!通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。一度ご相談ください。
- 不審な電話勧誘はきっぱりと断りましょう。電話勧誘販売のクーリング・オフは、契約日から8日目までにハガキを出す方法と、8日以内ならメールやFAXでも可能になりました。

困ったときは 消費生活相談窓口にご相談ください

消費生活に関するトラブルについて、専門の相談員と一緒に考え解決のための助言・あっせんなどの相談に応じます。困ったときには、1人で悩まずお早めにご相談ください。

解決のための助言
各種情報の提供
事業所とのあっせん処理

例えばこんなとき

- 契約や取引に関するトラブル
- 商品やサービスに関するトラブル
- インターネットでのトラブル

◆問合せ先 まちづくり推進課 消費生活相談係 ☎84-6976
参考：国民生活センター、消費者庁のホームページ、くらしの豆知識

長竿地区・シニアクラブの フライデーサロンに招かれて。

9月の第一金曜日、地域包括支援センターの保健師が長竿地区のフライデーサロンに招かれ、シナプソロジー（脳と体を同時に使った動き）を行いました。動きを間違える事で脳が活性化する運動なので、みんなで笑いながら楽しんで行うことができました。



シナプソロジーを教える石山保健師

長竿地区・シニアクラブの田中会長からは、「ここに来れば笑って、人と話をして、体操もできるので健康が維持できる。社会活動に自ら進んで参加する事が健康寿命を延ばすことに繋がる。何かあったら一人で悩んでいないで、こういう場に出て来て誰かに話だけでも元気になるので、ぜひ積極的に参加して欲しい。また、地区の独居問題は近所で気にしてあげること、変化に気づいてあげることが大切。共助の気持ちを持って生活していこう」と呼びかけた。



長竿地区シニアクラブ・田中会長

*包括支援センターの保健師は、町の介護予防事業の推進を図っています。みなさんの地区にも保健師が出向いて健康講話や体操等の指導を行いますので、お気軽にお声掛けください。



河内町認知症講習会を開催しました

9/7(水) つつみ会館にて開催。講座では、認知症という病気について(原因・症状)や認知症の方に対する対応方法、私たちが認知症を学ぶことの意味などを宮本病院の精神科作業療法士よりご講話いただきました。受講者からは、「認知症の方への対応方法の具体例がたくさん紹介され、たいへん参考になった」、「内容が興味深いものだったので頭に入りやすかった」などの声をいただきました。講習終了後は受講された方全員に、認知症サポーターの証であるオレンジカードが贈呈されました。



認知症サポーターとは
認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を全国で養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組んでいます。

オレンジカードを持つことの意味は
○地域での認知症の方をサポートする。
○身に付けた認知症の知識を友人や家族と共有する。

◆問合せ・申込先◆ 地域包括支援センター ☎60-4071



「行政書士無料相談会」開催
 日時 10月15日(土) 午前10時から午後4時まで
 会場 河内町中央公民館 和室
 内容 相続や遺言、農地法の許可、その他各種行政手続きに関する疑問、お悩みについて、アドバイスいたします。
 予約 今月は広報月間のため、予約は必要ありません。特に時間を指定したい方、相談内容について不安をお持ちの方は、下記までご連絡ください。
 問合せ先 茨城県行政書士会県南支部
 ☎ 090-8509-3622 (担当 塚本)

**あなたの能力や経験を
シルバー人材センターで活かしてみませんか**
 河内町にお住いの概ね60歳以上の方で、健康で働く意欲のある方なら入会できます。センターの趣旨やしくみをご理解のうえ入会していただいておりますので、お気軽にお問い合わせください。
 ◆入会にあたって
 会費を納入していただきます。(年額2,000円)
 ◆問合せ先 河内町シルバー人材センター
 ☎ 84-5455

武器学校・土浦駐屯地開設70周年記念行事
 ◆日時 11月13日(日) 午前9時から午後3時まで
 ◆会場 土浦駐屯地(稲敷郡阿見町青宿121-1)
 ◆内容 記念式典、装備品展示、音楽演奏、太鼓演奏、戦車試乗、ちびっ子広場等
 ◆その他 新型コロナウイルス感染症感染防止のため、来場について一般応募により制限しています。細部についてはお問い合わせまたは武器学校ホームページをご確認ください。
 ◆問合せ先 武器学校広報班 ☎ 029-887-1171
 ホームページ
https://www.mod.go.jp/gsd/ord_sch/

河内町高齢者タクシー運行中!!
 70歳以上で、自動車を運転できない方または、日中運転してくれる家族がいない方を対象に、1か月の利用6回を上限にタクシー運賃の一部(最大1,500円)を助成します。※要申請
 ◆問合せ先 福祉課 ☎ 84-6981

訂正のお願い
 先月発行の広報かわち9月号(No.642)表紙の主な内容の中で「かわち長寿番付表」と掲載しましたが、正しくは「かわち長寿番付表」です。大変申し訳ございませんでした。

10月の納税等

町県民税 (3期)	納付期限は 10月31日 です。
国民健康保険税 (4期)	
介護保険料 (4期)	
後期高齢者医療保険料 (4期)	

 -お知らせ-
 ※納税等は、便利な口座振替をご利用ください。

町長の動静
 ~9月の主な行事~
 1日 辞令交付式
 庁議
 行政改革推進本部会議
 2日 辞令交付式
 8日 議会定例会(15日まで)
 14日 議会全員懇談会
 農産物直売所出荷者協議会
 27日 秋の全国交通安全運動街頭キャンペーン
 30日 庁議
 行政改革推進本部会議
 利根川下流河川事務所長訪問

「歯のなんでも電話相談」を開設します
 普段、歯医者さんに聞けないこと、入れ歯のこと、お子さんの歯の悩み、インプラント、矯正、口臭の悩み、顎関節症、歯周病、ブラッシングの仕方、料金のことなど歯に関する悩みや質問を無料で電話相談いたします。
 匿名で結構ですので、お気軽にお電話ください。茨城県保険医協会の歯科医師がご相談に応じます。
 ◆日時 11月13日(日) 午後1時から午後4時まで
 ◆相談料 無料
 ◆受付電話番号 029-823-7930
 ◆問合せ先 一般社団法人 茨城県保険医協会
 (担当事務局:田村)
 ☎ 029-823-7930

令和4年度ペアレントトレーニング講座開催
 ~楽しい子育てのコツを一緒に学びましょう~
 子育てで困っていることはありませんか?お子様の困った行動や、気になる行動に対して親が適切な対応を学ぶことで、親子の生活を穏やかにしていくことを目指すのが「ペアレントトレーニング」です。
 ◆開催日および内容
 ○第1回 11月14日(月)「子どもの行動を3つに分けよう」
 ○第2回 11月28日(月)「ほめかたのコツを知ろう」
 ○第3回 12月9日(金)「子どもに伝わる話し方」
 ○予備日 12月19日(月)
 ◆会場および時間:西共同利用施設 午前10時45分から午前11時45分まで
 ◆定員:5人(小学校低学年までのお子さんを持つ保護者の方対象)
 ※就園していないお子様は、子育て支援センターおひさままでお預かりします。
 ※3回の講座を継続するのが基本ですが、1回の参加でもOKです。
 ※新型コロナウイルス感染症防止対策を実施ながら行いますが、状況により中止になることもあります。
 ◆申込期間:10月3日(月)から10月31日(月)まで(土・日・祝日除く) 午前8時30分から午後5時まで
 ◆申込・問合せ先:福祉課 ☎ 84-6982



全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間のお知らせ
 法務省と全国人権擁護委員連合会は、夫、パートナーからの暴力やストーカーなど女性をめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的として、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施し、悩みを持った女性からの相談に応じます。
 秘密は守られますので、安心してご相談ください。
 ◆期間 11月18日(金)から11月24日(木)まで
 ◆時間 平日 午前8時30分から午後7時まで
 (土・日曜日・祝日は午前10時から午後5時まで)
 ◆電話番号 0570-070-810
 ◆相談員 人権擁護委員・法務局職員
 ◆問合せ先 水戸地方法務局人権擁護課 ☎ 029-227-9919



俳句
 ~かわち俳句会~

追いかけし日は遥かなり鬼やんま	ひょうたんの重さに耐える棚の網	久々の光る花火や雨の中	マスク外し口紅移る残暑かな	名月や読み聞かせする膝の上	初秋刀魚朝たんぱくの小賢沢	軒先の滴途絶えて夜半の月	飛ぶよりも風に流されゆくトンぼ	恙なき事が至福と終戦忌	銀やんま昭和の空を探してる
田中 康夫	遠藤 正雄	高仲 和子	野田美智子	宮澤由紀江	大野志げ子	篠原 富子	寺田 節子	神崎 和夫	石毛 節子